

令和5年度

島牧村教育行政執行方針

島牧村教育委員会

令和5年度 教育行政執行方針

I はじめに

令和5年第1回村議会定例会の開催にあたり、教育委員会の所管する教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

我が国は、少子高齢化やグローバル化の進展、高度情報化の進展による超スマート社会の到来、新型コロナウイルス感染症の影響など、日常のあり方そのものが劇的に変化し、先行きが不透明で将来の予測が極めて困難な時代を迎えています。

このような状況の中、自分の良さや可能性を認識し、複雑・多様化する課題に対応することができ、未来を切り拓く資質・能力を持った人材を育成していくことが重要になっています。

教育委員会といたしましては、引き続き、子どもたちの「生きる力」すなわち「知（確かな学力）・徳（豊かな人間性）・体（健康・体力）のバランスのとれた力」の育成とその基盤となる教育環境づくりに向け、教育行政の推進に努めてまいります。

Ⅱ 施策の展開

次に、令和5年度の主要な施策について申し上げます。

1 学校教育の推進

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症に伴い、学校行事の縮小など多少の制約がありましたが、落ち着いた学校運営が出来た1年でした。

新型コロナウイルス感染症に係り、令和5年2月に、道における感染症対策レベルがレベル2からレベル1に移行されたことに伴い、学校教育活動の制限も緩和されつつあります。

また、マスクの取扱いに関わっては、国からの通知を踏まえ道においても、卒業式での着用の緩和が示されたところであり、4月以降、更なる学校教育活動における着用の緩和も予定されています。

引き続き、国の衛生管理マニュアル等を踏まえ、感染症対策に努めながら、学校運営を進めてまいります。

令和2年度から小学校で、令和3年度から中学校で全面実施された新学習指導要領においては、育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つとしています。

子どもたちの「何をやるか」だけでなく、「何を学ぶか」「どのように学ぶか」という学びの質を重視し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められています。

教育委員会といたしましては、引き続き、新学習指導要領に基づく教育課程が確実に実施されるよう、取組を進めてまいります。

まず、「確かな学力の育成」についてであります。

令和4年度の「全国学力・学習状況調査」では、小学校、中学校ともに、2年続けて平均正答率が全国平均を上回っています。

また、昨年までの課題であった、読解力や記述式問題の解答についても改善が見られ、各学校における取り組みや家庭での学習習慣の定着が、成果として表れてきたものと考えております。

各学校では、個に応じた指導の充実を図るとともに、小学校では朝学習で国語・算数の弱点克服に取り組むとともに、長期休業期間のパワーアップ学習の実施、中学校では放課後サポート、長期休業期間の講習会の実施など継続してまいります。

また、児童・生徒が受検している英語検定、数学・算数検定、漢字検定に係る検定料を補助し、学力の向上に繋がります。

子どもたちの資質・能力を積み上げて育成するためには、義務教育9年間を見通した教育課程を行うことが必要であり、小・中学校が連携し、目指す子ども像を共有した教育活動を展開していくことが重要です。

本村においては、小・中学校9年間の学習計画の作成、統一した学習規律や授業の流れ、「全国学力・学習状況調査」などの分析結果、教科の系統性を踏まえた指導方法などの共有を図っています。

外国語（英語）及び算数について、中学校からの乗り入れ授業、オンライン授業を行い、英語力・算数の基礎力の向上に引き続き努めてまいります。

また、小学校の教科担任制について、教員の専門性を生かしながら実施してまいります。

I C Tを活用した学びの充実についてであります。各学校のWi-Fi設備を更新整備した結果、全学年で使用しても安定した授業が行えるようになりました。

小学校低学年の児童もタブレット端末の操作になれ、特に、中学生は授業ばかりでなく各種活動などでタブレット端末を活用する機会も増えてきています。また、新型コロナウイルス感染症に関連し、臨時休校時や学校に登校できなかった児童・生徒に対し、オンライン授業を実施しました。

I C Tを活用することで、情報の収集や整理、課題解決、個々の考えの共有、学びの蓄積など、効果的に行うことができます。「個別最適な学び」「協働的な学び」を充実するために、教員のI C T活用能力の向上と授業改善に努めてまいります。

特別支援教育につきましては、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図るため、島牧村特別支援連携協議会を開催し、関係機関と情報を共有し連携するなかで、一貫した指導、支援に向けた取り組みを行ってまいります。

なお、保護者の意向等を受け、中学校に特別支援学級を設置します。

寿都高校についてですが、8年連続で国公立大学、医療系大学や看護学校への合格者を出すなど、地域、特に本村に欠かせ

ない高校となっています。北海道高等学校遠隔授業配信センターから配信されるハイレベルな授業を習熟度別で受けることができるなど、様々な取り組みを行っています。

引き続き、各種模擬試験、資格取得検定などの受検経費の助成を行ってまいります。

次に「豊かな人間性の育成」についてであります。

社会全体が多様化する中で、人間関係の希薄化、規範意識の低下などが指摘されています。

このような中で、子どもたちに基本的な倫理観や規範意識を身に付けさせ、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性や社会性を育む必要があります。

このため、道德の時間を中心に教育活動全体を通じ、様々な道徳的課題に向き合い、道徳的価値の意義や大切さについて理解する学習を進めてまいります。

いじめ防止につきましては、「島牧村いじめ防止基本方針」及び各学校が策定した「学校いじめ防止基本方針」を基に、定期的なアンケート調査や教育相談などを行い、未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでまいります。

読書は、生きる力を養うための重要な取り組みといわれており、豊かな心の育成や確かな学力の基盤となる活動です。

児童生徒が日頃から読書に親しむことができるよう、朝読書の時間を設け、読書の習慣化につながる取り組みを行います。

また、道立図書館と連携したブックフェスティバルを開催し、読書活動への支援を行ってまいります。

次に「健康な体の育成」についてであります。

令和4年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を見ますと、小学校では柔軟性と持久力に課題が見られ、中学校でも部活動などに取り組んでいる生徒を除き、持久力に課題が見られました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による日常生活での運動時間の減少や体育授業での制限などにより、肥満傾向にある児童生徒が増えています。

子どもたちが生涯を通じて健康で活力ある生活を送るための基礎を培うことができるよう、体育の時間や休み時間での縄跳びなどでの体力づくりに取り組みます。また、マラソン大会、耐久遠足、スキー学習、部活動などについてサポートしてまいります。

食育の充実についてですが、栄養や食事についての正しい知識や望ましい食習慣が子どもたちに身に付くよう、栄養教諭が中心となって、給食指導や教科指導を通じて、計画的に食に関する指導を進めてまいります。

また、虫歯の予防に係る「フッ化物洗口」につきましても、福祉課と連携し、希望者を対象に実施してまいります。

次に「信頼され地域とともにある学校づくり」についてであります。

地域とともにある学校づくりを目指すコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の充実を図り、小・中学校が課題を共有し、地域と連携した教育を一層推進してまいります。

防災教育についてであります。各校の地震・津波マニュアル等の点検と、「1日防災学校」の中での避難訓練で、避難場所や避難経路の確認、避難所運営などについて学習することで、児童・生徒の防災意識の向上を図っています。

引き続き、地域と連携しながら、義務教育9年間を通した防災教育に取り組んでまいります。

教職員の資質・能力の向上についてであります。

教員には、次代を担う子どもたちを育てるという極めて重要な使命・責任があることから、急激に変化する時代の要請や多様化する教育課題に対応できる専門性を身に付け、確かな教育活動が遂行できるよう、資質能力の向上に努めることが求められています。

このため、各学校における校内研修の充実を図るとともに、村教育研究会への支援、後志教育研修センターや道立教育研究所における研修機会の確保に努めます。

また、後志教育局指導主事の指導訪問やスキルアップ研修会の実施など、教職員の資質・能力の育成に努めてまいります。

学校における働き方改革につきましては、「島牧村立学校における働き方改革行動計画（第2期）」に基づき、教育委員会と学校が連携し取り組みを進めています。

引き続き、業務負担を軽減し、子どもたちと向き合う時間の確保に努めてまいります。

最後に「学校施設等の整備」についてであります。

小中学校の校務用パソコンについて、7年以上が経過してお

り、OSのサポートも終了しウイルス感染やセキュリティ事故に繋がりにくいことなどから、更新を行います。

また、教職員住宅の整備につきましては、本年度中の工事の完了に向け着実に進めてまいります。

2 社会教育の推進

未来を担う子どもたちをはじめ村民の方々に、心の豊かさと潤いをもたらし、心身ともに健康で充実した生活を送っていただくためには、社会教育が果たす役割は重要であり、継続的な取り組みを行ってまいります。

まず、「生涯学習の推進」についてであります。

地域への理解と愛情を深めるとともに、積極的に地域とかわらうとする子どもたちを育成するため、地域の方々の御支援、御協力をいただきながら、地域の自然、文化や産業に理解を深める「ふるさと教室」などの体験活動を実施します。

児童の放課後の安全確保と健全な育成を目的として実施している「放課後児童クラブ」につきましては、引き続き、安全・安心な運営に努めてまいります。

また、地域の人材を活用した「英会話講座」など、学習機会の提供に努めます。

人材育成事業につきましては、「むらづくり・人づくり講演会」の開催、「小学生国内視察研修」、「中学生海外視察研修」などを実施し、今後の村づくりに積極的に参画できる人材を育成してまいります。

次に「芸術文化の振興」についてであります。

生きがいや心の豊かさをもたらす芸術・文化活動につきましては、「文化祭」、「ふるさと演芸会」を開催し、日頃から活動されている村民の方々の成果を発表する機会確保に努めます。

また、学校の教育活動の一環でもあり、子どもたちが優れた芸術に触れる機会となっている芸術等鑑賞事業を、実施してまいります。

村民の方々に読書機会を提供するため、図書の充実を図りながら、移動図書を実施してまいります。

最後に「スポーツの振興」についてであります。

心身の健全な発達を促し、明るく活力のある地域社会を形成するうえで、スポーツの果たす役割は重要です。

「村民大運動会」、「パークゴルフ大会」や「ボッチャ大会」の開催、スポーツ少年団・スポーツ団体への支援を行ってまいります。

なお、令和4年度も、新型コロナウイルス感染症に伴い、実施出来なかった事業もありましたが、3年ぶりに「むらづくり・人づくり講演会」の開催、「小学生国内視察研修」を実施することができ、成果があったところです。

本年度も、新型コロナウイルス感染症の感染状況、国・道における対策状況などを勘案しながら、実施してまいります。

Ⅲ むすび

以上、令和5年度に取り組む主要な施策について申し上げます。

教育委員会といたしましては、子どもたちの健やかな成長の歩みが着実なものとなるよう、村理事者と十分に協議を行うとともに、教育関係者等と連携を図り、関係団体の御協力をいただきながら、教育行政を推進してまいります。

村民の皆様並びに村議会議員の皆様の御理解と御支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。